

【令和2年度】ASSET補助金とエネ合の相対表(比較表) ※エネ合は公募要領が開示されていないため、一部表記は平成31年度の内容です。

		【経済産業省】エネルギー使用合理化等事業者支援事業	
執行団体		一般社団法人環境共創イニシアチブ	
申請単位		事業場単位	設備単位
予算額		約90億円	
補助金 限度額	上限:1事業あたりの補助金	15億円/年度	3000万円
	下限:1事業あたりの補助金	100万円/年度	30万円
補助対象内経費		設計費、設備費、工事費 (廃棄・撤去費用は対象外)	設備費のみ
補助対象内設備		設備更改により省エネが見込める設備全般 ※省エネ計算が出来るものに限る	9の設備区分のみ(高効率空調、産業ヒートポンプ、業務用給湯器、高性能ボイラ、高効率コージェネレーション、低炭素工業炉、冷凍冷蔵設備、産業用モータ、変圧器)
計測装置について		補助対象内(EMS、1/2以内)	補助対象外
補助率(中小企業者等) ※大企業の補助率は()を参照。		EMSをセットで導入すると1/2以内 EMSをセットで導入しない場合は1/3以内 EMS単体導入での申請は1/2以内 (EMS1/3以内、通常1/4以内)	補助対象経費の1/3以内 (大企業申請不可)
公募期間		2020年5月後半～6月後半 17:00必着 ※緊急事態宣言の状況次第でずれ込む可能性有り	
交付決定		2020年8月末頃を予定	
補助事業期間(実績報告の提出日)		2021年1月31日まで(事業完了後90日以内、または2月10日まで)	
成果報告書について		EMSや計測装置で収集した電力使用量を年1回報告する義務があります。	事業完了後、原則90日以内に提出する義務があります。なお、成果報告の手引き等の公表が遅い場合には、なるべく早く提出 というように条件が変わります。報告は1回で終わります。
成果報告書のタイミング		1年間の電力使用量、省エネ量等を報告します ①2022年5月末頃までに提出 ②2023年5月末頃までに提出 ③2024年5月末頃までに提出	1月分の電力使用量、省エネ量等を報告します。 (報告はこの1回で完了します)
書類の保管について		事業完了後、7年間は保管	
補助金の振込予定日		2021年3月後半	2021年3月後半(早く終わると、少し早まる可能性有り)
代行申請		エネマネ事業者のみ可	施工業者のみ可
リース&ESCO利用		可能(共同申請扱い)	
申請条件		①直近1期の決算において、債務超過がないこと ②既設のエネルギー使用量を計算するため、エネルギー請求書が直近1年分(4月～翌3月)必要 ※新しく建てたばかりの建物等では過去のエネルギー請求書が無いため申請が出来ません。	
応募要件		既存設備の更新を行い、事業場全体のエネルギー使用量を5%以上削減 ※EMS導入時は+2%以上(単体申請時も2%以上) ※トップランナー基準に合致する設備や能力の場合、基準を超える必要有り	①既設設備を一定以上の省エネ性の高い設備に更新、定められている値は無し ②各設備毎に導入基準有り
審査方法		省エネ計算の内容・省エネ量・費用対効果・投資回収年をメインに審査	
執行団体の現地調査		原則、1月～2月にかけて現地調査有り ※同一会社で複数事業所を申請している場合はどこか1カ所になる事が多い。また、現地までの移動時間が掛かりすぎる場合、現調しないという判断を下す場合もある。	高額案件になれば現地調査を行うこともありますが、原則ありません。
補助事業後の既存設備の扱い		撤去	
補助事業後の成果報告		事業完了年度の翌年度から3年間報告有り(年1回報告)	補助事業完了後、原則3カ月以内に報告(1回報告で終わり)
特記事項		①EMSを導入する場合、CCサービスという電気利用状況を把握できるWebサービスに加入して頂きます。 ②申請から完了まで約4年間お付き合い致します。申請情報に変更がある場合はご連絡をお願い致します。	①電気使用量を測るためのポイント数が多くなる場合、計測装置に関する相談をさせて頂きます。 ②申請から完了までの約1年間お付き合い致します。申請情報に変更がある場合はご連絡をお願い致します。
比較総括		①補助金の割合:中小企業でEMS込みで申請する場合、この3つの比較で一番補助金が多くなります。事業場全体に近い割合で空調や照明を更新する場合はこちらをお勧めします。事業後、CCサービスに最低3年間は契約する必要がありますので御支払い(12,000円/月(税抜))が発生致します。 ②導入製品の選択:トップランナー基準に合致するものは基準を超える必要がありますが、基本的には省エネになる事と、仕様書がしっかりしていれば申請可能なため選定しやすいです。(空調とLED照明を組み合わせた形でも申請可能です) ③報告期間:事業年度翌年から3年間ございますが、お客様に依頼するのは1年置きに電気・ガス等請求書のご用意と成果報告書がみに印鑑を頂くことのみです。	①補助金の割合:中小企業のための申請となり、この3つの比較では一番補助金が少なくなりますが、一部空調のみの更改など事業場全体の省エネ比率が低い申請の場合はこちらをお勧めします。 ②導入製品の選択:定められている導入基準(性能)を超えていれば申請は可能です。機器選定もしやすいです。なお、省エネ量は設備単位で比較するという形ですので、下記のようなパターンでも一度に申請することは可能です。 (一部空調・一部冷蔵庫・変圧器) ③報告期間:事業完了後90日以内に省エネ成果報告が必要となりますが、以降の対応は基本的にありません。

		【環境省】二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (先進対策の効率的実施による二酸化炭素排出量大幅削減設備補助事業)
		一般社団法人温室効果ガス審査協会
		ASSET事業
		33億円(執行団体運営費込み)
		1実施事業者(グループ申請可)あたり 1億円/年度
		なし
		工事費、設備費及び事務費 (廃棄・撤去費用は対象外)
		昨年度のL2-Techリストに記載があるもののみ対象 ※選択肢が少なく、機器選定で不都合が発生する可能性大
		BEMS等は補助対象内ですが、1/3補助です
		1/2 L2-Tech製品:本体1/2、直属機器1/2、付帯機器1/3 1/3 L2-Tech製品:本体1/3、直属機器1/3、付帯機器1/3 その他低炭素製品:本体1/3、直属機器1/3、付帯機器1/3 (大企業と中小企業の区別をしない)
		2020年5月8日(金)～6月16日(火)12:00まで 2020年7月上旬を予定(工事に入れるのは8月上旬を予定)
		2021年2月28日まで(事業完了後30日以内、または3月10日まで)
事業完了後30日以内または当該年度3月10日のいずれか早い日まで報告については事業完了年度の翌年度から3年間あります。		
補助事業の完了した日からその年度の3月末までの期間及びその後の3年間の期間		
		①2022年6月30日まで ②2023年6月30日まで 第三者検証機関による検証を受け、検証済算定報告書を提出する必要があります(事業主負担) ③2024年6月30日まで
		事業完了後、5年間は保管 2021年3月後半
		代表事業者から委任を受けた第三者の代行申請可 可能(共同申請扱い)
申請条件		①直近2期の決算において、債務超過がないこと ②CO2排出基準(過去2年間+本年度の合計3年間の各年度値の平均値)を算出するためエネルギー請求書が直近2年分必要 ※新しく建てたばかりの建物等では過去のエネルギー請求書が無いため申請が出来ません。 ③投資回収年数3年以上
応募要件		①基準年度排出量をASSETモニタリング報告ガイドラインに定める算定方法により算定できること。 ②補助事業実施後の事業場等のCO2排出量が、基準年度排出量に対して削減される設備更新事業であること ③ASSET認証製品導入比率が50%以上であること。 ④運用改善等による排出削減目標量は、基準年度排出量の10%を上限として評価する。 ⑤平成31年度ASSET補助金により機器等を導入した事業場等でないこと。(連続での申請は出来ません) ⑥L2-Tech認証製品を導入したことによるCO2削減効果及びランニングコスト削減効果が定量的に把握可能であること ⑦本邦法人・団体のみが申請可能(除く外国企業の日本法人)
		t-CO2削減量あたりの補助対象事業費が少ない事業から採択(リバースオークション方式)
		補助事業開始後、施工中に協会による現地中間検査を受ける必要有り
		撤去 または 稼働不能状態
		事業完了年度の翌年度から最低でも2回の報告は必要。
特記事項		①CO2基準年度排出量は12月20日までに第三者検証機関による検証済算定報告書を提出する必要があります。【第三者検証機関の選定は環境省、事業者自身で検証機関を選択、検証費用も事業主が負担、補助対象外です】 ※事業者の責により排出量が確定できない場合は補助金全額返還。 ②削減目標年度の排出量は2021年又は2022年6月末までに検証済算定報告書を提出する必要があります。 ③2021年又は2022年11月30日までにCO2排出枠を自己の口座から償却口座に移転する必要があります。
比較総括		①補助金:ASSET認証製品の導入割合等によるため細かい金額を提示しづらいのですが、中小企業の場合はエネ合での申請をお勧めします。大企業で一部空調の更新などを考えている場合はこちらの方が都合が良いと思います。ただし、第三者検証機関へ最低2回の依頼(1回30万円程度?)や事業後のCO2取引にて追加で御支払いが発生することがございます。 ②導入機器の選択:L2-Techリストに記載されている種類が思いの外少ないため、機器選定はやりにくいですが、既設と新設は同程度の能力にすることという条件があるため冷房能力も単純には落とせません。冷房能力落として台数を増やし帳尻を合わせようとする、配管しなおしたり、工数も増えたりしますので補助金が出るとは言え初期投資が大きくなる事も懸念されます。なお、LED照明もリストにはあるのですが、補助対象になる数が少ないため照明を含める場合はエネ合での申請をお勧めします。 ③報告期間:事業年度翌年から3年間ございます。電気・ガス等請求書をご用意頂く事はもちろんですが、CO2取引に関する手続きを行いCO2の売買を行います。手続きは弊社にて対応予定ですが、費用面に関してはお客様に入金確認や振込等を行って頂く手間が増えます。